

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律案参照条文

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）抄

第一条 本法ハ鳥獣保護事業ヲ実施シ及狩猟ヲ適正化スルコトニ依リ鳥獣ノ保護蕃殖、有害鳥獣ノ駆除及危険ノ予防ヲ図リ以テ生活環境ノ改善及農林水産業ノ振興ニ資スルコトヲ目的トス

第一条ノ二 都道府県知事ハ鳥獣ノ保護蕃殖ヲ目的トスル事業（之ニ係ル狩猟ニ関スル取締ヲ含ム以下鳥獣保護事業ト称ス）ヲ実施スル為環境大臣ガ中央環境審議会ノ意見ヲ聞キ定ムル基準ニ従ヒ鳥獣保護事業計画ヲ樹ツルモノトス

2 鳥獣保護事業計画ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス

一 計画ノ期間

二 鳥獣保護区ノ設定及特別保護地区ノ指定並ニ休猟区ノ設定並ニ此等ノ整備ニ関スル事項

三 鳥獣ノ人工増殖及放鳥獣ニ関スル事項

四 有害鳥獣ノ駆除ニ関スル事項

五 鳥獣ノ棲息状況ノ調査ニ関スル事項

六 特定鳥獣保護管理計画ヲ樹ツル場合ニ於テハ其ノ樹立ニ関スル事項

七 鳥獣保護事業ニ関スル啓蒙ニ関スル事項

八 鳥獣保護事業ノ実施ノ体制ノ整備其ノ他鳥獣保護事業ノ為必要ナル事項

3 都道府県知事鳥獣保護事業計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条ノ規定ニ依リ置カレタル審議会其ノ他ノ合議制ノ機関ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

4 都道府県知事鳥獣保護事業計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク之ヲ公表スルト共ニ環

境大臣ニ報告スベシ

- 第一条ノ三 都道府県知事ハ当該都道府県ノ区域内ニ於テ著シク増加又ハ減少シタル鳥獣ガアル場合ニ於テ当該鳥獣ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シ長期的ナル観点ヨリ当該鳥獣ノ保護蕃殖ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ当該鳥獣ノ保護管理ニ関スル計画（以下特定鳥獣保護管理計画ト称ス）ヲ樹ツルコトヲ得
- 2 特定鳥獣保護管理計画ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定ムルモノトス
 - 一 保護管理スベキ鳥獣ノ種類（以下特定鳥獣ト称ス）
 - 二 計画ノ期間
 - 三 特定鳥獣ノ保護管理ガ行ハルベキ区域
 - 四 特定鳥獣ノ保護管理ノ目標
 - 五 特定鳥獣ノ数ノ調整ニ関スル事項
 - 六 特定鳥獣ノ棲息地ノ保護及整備ニ関スル事項
 - 七 其ノ他特定鳥獣ノ保護管理ノ為必要ナル事項
- 3 特定鳥獣保護管理計画ハ鳥獣保護事業計画ニ適合スルコトヲ要ス
- 4 都道府県知事特定鳥獣保護管理計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスル場合ニ於テハ、関係地方公共団体ト協議スルト共ニ、第二項第三号ノ区域内ニ第八条ノ八第一項ノ規定ニ依リ環境大臣ノ設定スル鳥獣保護区アルトキ又ハ特定鳥獣ガ第十二条第一項第二号ノ鳥獣ナルトキハ環境大臣ニ協議スルコトヲ要ス
- 5 都道府県知事特定鳥獣保護管理計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ、公聴会ヲ開キ利害関係人ノ意見ヲ聞キ、且自然环境保全法第五十一条ノ規定ニ依リ置カレタル審議会其ノ他ノ合議制ノ機関ニ諮問スルコトヲ要ス
- 6 前条第四項ノ規定ハ特定鳥獣保護管理計画ニ之ヲ準用ス

第一条ノ四 国八都道府県ニ対シ鳥獣保護事業計画ノ樹立ニ関シ必要アリト認ムルトキハ勧告ヲ行フ

ト共ニ鳥獣保護事業ヲ実施スル為必要ナル指導及援助ヲ行フ様努ムルモノトス

2 都道府県知事ハ鳥獣保護事業計画ノ達成ヲ図ル為所要ノ措置ヲ講ズルモノトス

第一条ノ五 狩猟鳥獣以外ノ鳥獣ハ其ノ捕獲（殺傷ヲ含ム以下同ジ）ヲ為スコトヲ得ス

2 狩猟鳥獣ノ種類ハ環境大臣之ヲ定ム

3 環境大臣ハ狩猟鳥獣ノ保護蕃殖ノ為必要ト認ムルトキハ狩猟鳥獣ノ種類、区域、期間又ハ猟法ヲ定メ其ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

4 環境大臣第二項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獣ノ種類ヲ定メ、又ハ前項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ禁止若ハ制限セントスルトキハ、公聴会ヲ開キ利害関係人ノ意見ヲ聞キ、且中央環境審議会ニ諮問スルコトヲ要ス

5 都道府県知事ハ当該都道府県ノ区域内ニ於ケル狩猟鳥獣ノ保護蕃殖ノ為必要ト認ムルトキハ環境大臣ガ第三項ノ規定ニ依リ為ス狩猟鳥獣ノ捕獲ノ禁止又ハ制限ニ加ヘ狩猟鳥獣ノ種類、区域、期間又ハ猟法ヲ定メ其ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

6 都道府県知事前項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限セントスルトキハ、公聴会ヲ開キ利害関係人ノ意見ヲ聞キ、且自然環境保全法第五十一条ノ規定ニ依リ置カレタル審議会其ノ他ノ合議制ノ機関ニ諮問シタル上、環境大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス

第一条ノ六 都道府県知事ハ特定鳥獣ニ付前条第五項ノ規定ニ依リ捕獲ノ禁止又ハ制限ヲ為サザル場合ニ於テ特定鳥獣保護管理計画ノ達成ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ環境大臣ガ同条第三項ノ規定ニ依リ当該特定鳥獣ニ付為ス捕獲ノ禁止又ハ制限ニ代ヘテ当該特定鳥獣ニ付捕獲ノ禁止又ハ制限ヲ為スコトヲ得

2 前条第六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二条 狩猟鳥類ノ雛及鳥類ノ卵ハ環境大臣ノ定ムルモノヲ除クノ外其ノ捕獲又ハ採取（損傷ヲ含ム以下同ジ）ヲ為スコトヲ得ス

第三条 狩猟鳥獸ハ第八条ノ三ノ規定ニ依ル登録ヲ受クルニ非ザレバ環境大臣ノ定ムル銃器、網、罟其ノ他ノ猟具ヲ使用シテ其ノ捕獲ヲ為スコトヲ得ズ但シ欄、柵其ノ他ノ困障アル邸宅地域内ニ於テ銃器ヲ使用セスシテ捕獲ヲ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 狩猟免許ハ甲乙丙ノ三種トシ狩猟免許状ヲ交付ス

2 甲種狩猟免許状ハ銃器ノ使用以外ノ方法ヲ以テ狩猟ヲ為ス者ニ、乙種狩猟免許状ハ銃器（空気銃及圧縮瓦斯ヲ使用スル銃器ヲ除ク）ヲ使用シテ狩猟ヲ為ス者ニ、丙種狩猟免許状ハ空気銃又ハ圧縮瓦斯ヲ使用スル銃器ヲ使用シテ狩猟ヲ為ス者ニ之ヲ交付ス

3 乙種狩猟免許状ヲ交付サレタル者ハ丙種狩猟免許状ヲ交付サレタル者ト看做ス

第五条 本法又ハ本法ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限（以下本法等ト称ス）ニ違反シ罰金以上ノ刑ニ処セラレタル者ハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ、又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後三年ヲ経過スルニ非ザレハ狩猟免許ヲ受クルコトヲ得ス

2 第八条第二項ノ規定ニ依リ狩猟免許ヲ取消サレタル者ハ其ノ取消後三年ヲ経過スルニ非ザレバ当該取消ニ係ル狩猟免許ヲ受クルコトヲ得ズ

第六条 左ニ掲グル者ハ狩猟免許ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一 二十歳ニ滿タザル者
- 二 精神病者、知的障害者又ハ癲癩病者
- 三 麻薬、大麻、阿片又ハ覚醒剤ノ中毒者

第七条 狩猟免許ヲ受ケントスル者ハ其ノ者ノ住所地ヲ管轄スル都道府県知事（以下管轄都道府県知事ト称ス）ニ免許申請書ヲ提出シ管轄都道府県知事ノ行フ狩猟免許試験ヲ受クベシ

2 狩猟免許ヲ受クルコトヲ得ザル者ハ狩猟免許試験ヲ受クルコトヲ得ズ

3 狩猟免許試験ハ狩猟ニ関スル適性、技能及知識ニ付行フ此ノ場合ニ於テハ左ニ掲グル者ニ対シ環境省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一部ヲ免除スルコトヲ得

一 狩猟免許ヲ受ケ其ノ有効期間内ニ於テ之ト異ナル種ノ狩猟免許ヲ受ケントスル者

二 災害其ノ他環境省令ヲ以テ定ムル已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ其ノ狩猟免許ノ更新ヲ受クルコトヲ得ザリシ者

4 管轄都道府県知事ハ狩猟免許試験ニ合格シタル者ニ対シ狩猟免許ヲ為スモノトス

第七条ノ二 管轄都道府県知事ハ不正ノ手段ニ依リ狩猟免許試験ヲ受ケ、又ハ受ケントシタル者ニ対シ其ノ試験ヲ受クルコトヲ停止シ、又ハ合格ノ決定ヲ取消スコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テハ管轄都道府県知事ハ其ノ者ニ対シ三年以内ノ期間ヲ定メ狩猟免許試験ヲ受クルコトヲ禁ズルコトヲ得

第七条ノ三 第七条第四項ノ狩猟免許ノ有効期間ハ当該狩猟免許試験ノ終了ノ日ヨリ三年ヲ経過シタル日ノ属スル年ノ九月十四日迄トス

2 次条ノ規定ニ依リ更新セラレタル狩猟免許ノ有効期間ハ三年トス

第七条ノ四 狩猟免許ノ更新ヲ受ケントスル者ハ管轄都道府県知事ニ免許更新申請書ヲ提出シ管轄都道府県知事ノ行フ狩猟ニ関スル適性検査ヲ受クベシ

2 管轄都道府県知事ハ前項ノ適性検査ニ合格シタル者ニ対シ其ノ狩猟免許ヲ更新スルモノトス

3 狩猟免許ノ更新ヲ受ケントスル者ハ環境省令ノ定ムル所ニ依リ管轄都道府県知事ノ行フ講習ヲ受クルコトヲ努ムベシ

第八条 狩猟免許ヲ受ケタル者第六条第二号又八第三号ニ該当スルニ至リタルトキ八管轄都道府県知事八其ノ狩猟免許ヲ取消スベシ

2 狩猟免許ヲ受ケタル者本法等ニ違反シタルトキ又八狩猟ヲ為スニ必要ナル適性ヲ欠クニ至リタルトキ八管轄都道府県知事八其ノ狩猟免許ノ全部若八一部ヲ取消シ、又八一年以内ノ期間ヲ定メ其ノ狩猟免許ノ全部若八一部ノ効力ヲ停止スルコトヲ得

第八条ノ二 狩猟免許ヲ受ケタル者其ノ住所若八氏名ヲ変更シタルトキ又八其ノ狩猟免許ヲ喪失シ、若八盗取セラレタルトキ八遅滞ナク管轄都道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

2 狩猟免許ヲ受ケタル者八其ノ狩猟免許ガ取消サレ、又八失効シタルトキ其ノ他環境省令ヲ以テ定ムル事由ガ生ジタルトキ八遅滞ナク其ノ狩猟免許ニ係ル狩猟免許状ヲ管轄都道府県知事ニ返納スベシ

第八条ノ三 狩猟ヲ為サントスル者八狩猟ヲ為サントスル場所ヲ管轄スル都道府県知事ニ登録申請書ヲ提出シ狩猟免許ノ種別、狩猟ヲ為ス場所、氏名、生年月日、住所其ノ他環境省令ヲ以テ定ムル事項ノ登録ヲ受クベシ

2 都道府県知事登録ヲ為シタルトキ八狩猟者登録証ト共ニ登録ヲ受ケタルコトヲ表示スル記章ヲ交付スルコトヲ要ス

3 登録ヲ申請シタル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキ八都道府県知事八其ノ登録ヲ為スコトヲ得ズ

一 狩猟免許ヲ受ケタル者ニ非ザルトキ

二 第八条第二項ノ規定ニ依ル狩猟免許ノ効力ノ停止ヲ受ケ其ノ期間ヲ経過セザルトキ

三 狩猟ニ因リ生ズル危害ノ防止又八損害ノ賠償ニ付環境省令ヲ以テ定ムル要件ヲ備ヘザルトキ

4 登録ハ登録ヲ受ケタル狩猟免許ノ種別及狩猟ヲ為ス場所ニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

5 登録ノ有効期間八十日ヨリ翌年四月十五日迄トス但シ北海道ニ於テ八九月十五日ヨリ翌年四月十五日迄トス

6 環境大臣ハ狩猟鳥獣ノ保護蕃殖ノ為必要ト認ムルトキハ前項ノ期間内ニ於テ特ニ其ノ狩猟ノ期間ヲ限定スルコトヲ得

7 都道府県知事ハ特定鳥獣保護管理計画ニ定ムル特定鳥獣ガ狩猟鳥獣ナル場合ニ於テ当該特定鳥獣保護管理計画ノ達成ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ第五項ノ期間内ニシテ其ノ必要ノ限度ニ於テ当該特定鳥獣ニ限り前項ノ期間ヲ拡大スルコトヲ得

8 第五項及第六項ノ期間（前項ノ特定鳥獣ニ在リテハ同項ノ期間）内ニ非ザレバ狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ為スコトヲ得ズ

9 第一条ノ五第六項ノ規定ハ第七項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八条ノ四 都道府県知事当該都道府県ノ区域内ニ於ケル鳥獣ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シ必要ト認ムルトキハ其ノ区域内ニ於テ狩猟ヲ為サントスル者ノ数ニ付制限ヲ設ケ其ノ制限ノ範囲内ニ於テノミ登録ヲ為スコトヲ得

第八条ノ五 登録ヲ受ケタル者ノ狩猟免許ニ付取消、効力ノ停止又ハ失効アリタルトキハ都道府県知事ハ其ノ登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

第八条ノ六 都道府県知事登録ヲ為シタルトキハ管轄都道府県知事ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス
2 管轄都道府県知事ハ登録ヲ受ケタル者ニ付登録ヲ抹消スベキ事由ノ生ジタルトキハ登録ヲ為シタル都道府県知事ニ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第八条ノ七 本法ニ定ムルモノノ外狩猟免許、狩猟免状、狩猟免許ノ更新及狩猟者ノ登録ニ関シ必要ナル事項ハ環境省令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条ノ八 環境大臣又ハ都道府県知事ハ鳥獣ノ保護蕃殖ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ左ニ掲ゲ

- ル区域ニ付政令ノ定ムル所ニ依リ鳥獸保護区ヲ設定スルコトヲ得
- 一 環境大臣ニ在リテ八其ノ区域内ニ於テ棲息スル鳥獸ノ種類又ハ数其ノ他ノ事情ヲ勘案シ鳥獸ノ保護蕃殖上特ニ重要ト認メラルル区域
 - 二 都道府県知事ニ在リテハ環境大臣ノ設定スル鳥獸保護区以外ノ区域
- 2 鳥獸保護区ノ区域内ノ土地又ハ立木竹ニ関シ所有権其ノ他ノ権利ヲ有スル者ハ環境大臣又ハ都道府県知事ガ当該土地又ハ立木竹ニ鳥獸ノ生育及蕃殖ニ必要ナル営巢、給水、給餌等ノ施設ヲ設ケルコトヲ拒ムコトヲ得ズ
 - 3 環境大臣又ハ都道府県知事ハ鳥獸ノ保護蕃殖ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ鳥獸保護区ノ区域内ニ特別保護地区ヲ指定スルコトヲ得
 - 4 第一条ノ五第四項及第六項ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第六項ノ規定ヲ前項ニ付準用スルトキハ同条第六項中「届出ヅル」トアルハ「協議スル」ト読替フルモノトス
 - 5 特別保護地区ノ区域内ニ於テ水面ノ埋立又ハ干拓、立木竹ノ伐採、工作物ノ設置其ノ他鳥獸ノ保護蕃殖ニ影響ヲ及ボス慮アリトシテ政令ヲ以テ定ムル行為ヲ為サントスル者ハ環境大臣又ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ鳥獸ノ保護蕃殖上一般ニ支障ナシト認メラルル行為ニシテ環境大臣ノ指定スル特別保護地区ニ在リテハ環境大臣ノ、都道府県知事ノ指定スル特別保護地区ニ在リテハ都道府県知事ノ指定スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 - 6 前項ノ許可ノ申請アリタル場合ニ於テハ環境大臣又ハ都道府県知事ハ其ノ申請ニ係ル行為ガ當該特別保護地区ニ於ケル鳥獸ノ保護蕃殖ニ支障アリト認ムベキ相当ノ理由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
 - 7 第五項ノ許可ニハ鳥獸ノ保護蕃殖ヲ図ル為必要ナル条件ヲ附スルコトヲ得
 - 8 環境大臣又ハ都道府県知事ハ第五項ノ規定ニ違反シ、又ハ前項ノ条件ニ違反シタル者ニ對シ其ノ行為ノ中止ヲ命ジ、又ハ相当ノ期限ヲ定メ原状回復ヲ命ジ、若ハ原状回復ガ困難ト認ムルトキハ之ニ代ルベキ必要ナル措置ヲ執ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

9 国又ハ都道府県ハ第二項ノ規定ニ依ル施設ノ設置ニ因リ損失ヲ被リタル者又ハ第五項ノ規定ニ依ル許可ヲ得ルコト能ハザリシ為損失ヲ被リタル者ニ対シ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

10 前項ノ補償ノ額ハ環境大臣又ハ都道府県知事ガ之ヲ決定ス

11 前項ノ規定ニ依ル決定ニ対シ不服アル者ハ其ノ決定ヲ知りタル日ヨリ三箇月以内ニ訴ヲ以テ補償ノ額ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

12 前項ノ訴ニ於テハ国又ハ都道府県ヲ以テ被告トス

13 環境大臣ノ設定スル鳥獣保護区ノ区域ハ都道府県知事ノ設定スル鳥獣保護区ノ区域ニ含まレザルモノトス

第九条 都道府県知事ハ一定ノ地域ニ於ケル狩猟鳥獣ガ減少シタル場合ニ於テ其ノ増加ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ三年以内ノ期間ヲ定メ休猟区ヲ設定スルコトヲ得

第十条 都道府県知事ハ危険予防ノ為其ノ他必要ト認ムルトキハ期間ヲ定メ銃猟禁止区域又ハ銃猟制限区域ヲ設ケルコトヲ得

第十一条 左ニ掲グル場所ニ於テハ鳥獣ノ捕獲ヲ為スコトヲ得ス

一 鳥獣保護区

二 休猟区

三 公道

四 環境大臣ノ指定スル公園其ノ他之二類スル場所

五 社寺境内

六 墓地

2 銃猟制限区域内ニ於テハ都道府県知事ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ銃猟ヲ為スコトヲ得ズ

3 前項ノ承認ハ銃猟ヲ為ス者ノ数ニ付環境省令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ都道府県知事ノ定ムル数ノ

範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトス

第十二条 學術研究又ハ有害鳥獸驅除ノ為、特定鳥獸保護管理計画ニ定ムル所ニ依リ特定鳥獸ノ数ヲ調整スル為其ノ他特別ノ事由ニ因リ都道府県知事ノ許可（左ニ掲グル場合ニ於テハ環境大臣ノ許可）ヲ受ケタル場合ニ於テハ前数条ノ規定ニ拘ラス鳥獸ノ捕獲又ハ鳥類ノ卵ノ採取ヲ為スコトヲ得

一 環境大臣ノ設定スル鳥獸保護区ノ区域内ニ於テ鳥獸ノ捕獲又ハ鳥類ノ卵ノ採取ヲ為ス場合

二 其ノ保護蕃殖ヲ特ニ図ル必要アリトシテ環境大臣ノ定ムル鳥獸ノ捕獲又ハ鳥類ノ卵ノ採取ヲ為ス場合

三 構造、材質、使用方法等ヲ勘案シテ鳥獸ノ保護蕃殖ニ重大ナル支障アリトシテ環境大臣ノ定ムル網又ハ罫ヲ使用シテ鳥獸ノ捕獲ヲ為ス場合

2 環境大臣又ハ都道府県知事特定鳥獸保護管理計画ガ定メラレタル場合ニ於テ当該特定鳥獸保護管理計画ニ定ムル特定鳥獸ニ付前項ノ許可ヲ求メラレタルトキハ当該特定鳥獸保護管理計画ノ達成ニ資スルコトトナル様適切ナル配慮ヲ為スモノトス

3 環境大臣又ハ都道府県知事第一項ノ許可ヲ為シタルトキハ許可証ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケタル者国、地方公共団体其ノ他環境大臣ノ定ムル法人ナルトキハ許可証ノ外捕獲又ハ採取ニ従事スル者タルコトヲ証スル従事者証ヲ交付ス

第十三条 前条第一項ノ規定ニ依リ捕獲ヲ為シタル鳥獸（狩獵鳥獸ヲ除ク）ハ環境省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ発行スル飼養許可証ト共ニスルニ非ザレバ之ヲ飼養シ、譲渡シ、又ハ譲受クルコトヲ得ズ但シ同項ノ許可ニ附シタル有効期間満了後三十日以内ニ於テ飼養スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条ノ二 ヤマドリ（之ヲ加工シタル食料品ヲ含ム）ハ之ヲ販売スルコトヲ得ズ但シ學術研究又ハ養殖ノ為其ノ他特別ノ事由ニ因リ都道府県知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 第十四条 猟区ヲ設定セントスル者ハ猟区管理規程ヲ添へ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ
- 2 都道府県知事前項ノ認可ヲ為スニ当リテハ狩猟鳥獸ノ捕獲ノ調整ノ必要ノ有無其ノ他ノ事情ヲ勘案スルコトヲ要ス
- 3 専ラ放鳥獸セラレタル狩猟鳥獸ノ捕獲ヲ目的トスル猟区ノ区域内ニ於テハ其ノ種類以外ノ狩猟鳥獸ノ捕獲ヲ為スコトヲ得ズ
- 4 第一項ノ猟区管理規程ニ定ムベキ事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
- 5 猟区設定者第一項ノ猟区管理規程ヲ変更セントスル場合ニ於テ其ノ変更ニ係ル事項ガ政令ヲ以テ定ムル事項ニ該当スルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ
- 6 猟区ハ其ノ区域内ノ土地ノ上ニ登記シタル權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ設定スルコトヲ得ズ
- 7 猟区ノ存続期間八十年ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 8 都道府県知事猟区ノ設定ヲ認可シタルトキハ猟区ノ名称、区域、存続期間其ノ他環境省令ヲ以テ定ムル事項ヲ公示スベシ
- 9 猟区設定者（国及地方公共団体ニ限ル）猟区内ニ於ケル狩猟鳥獸ノ保護蕃殖上必要アリト認ムルトキハ其ノ生育及蕃殖ニ必要ナル施設ノ設置、狩猟鳥獸ノ人工増殖、放鳥獸等当該猟区ノ維持管理ニ関スル事務ヲ国ノ設定スル猟区ニ在リテハ環境大臣ガ中央環境審議会ノ、地方公共団体ノ設定スル猟区ニ在リテハ都道府県知事が自然環境保全法第五十一条ノ規定ニ依リ置カレタル審議会其ノ他ノ合議制ノ機関ノ意見ヲ聞キ指定スル者ニ委託スルコトヲ得
- 10 前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ノ委託ヲ受ケタル者（以下受託者ト称ス）ハ当該事務ニ要スル費用ヲ負担スルモノトス
- 11 受託者ハ猟区内ニ於テ狩猟ヲ為サントスル者ヨリ委託ニ係ル事務ニ要スル費用ニ充ツベキ金額ヲ徴収シ其ノ収入ト為スコトヲ得
- 12 都道府県知事公益上必要アリト認ムルトキ又ハ猟区ヲ存置スルノ要ナシト認ムルトキハ猟区設定

者ニ対シ獵区設定ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第十五条 爆発物、劇薬、毒薬、据銃又ハ危険ナル毘若ハ陥穽ヲ使用シテ鳥獸ノ捕獲ヲ為スコトヲ得
ス但シ環境省令ノ定ムル所ニ依リ環境大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六条 日出前若ハ日没後、市街其ノ他人家稠密ノ場所若ハ衆人群集ノ場所ニ於テ又ハ銃丸ノ達ス
ヘキ虞アル人畜、建物、汽車、電車若ハ艦船ニ向テ銃獵ヲ為スコトヲ得ス

第十七条 欄柵其ノ他ノ困障又ハ作物アル土地ニ於テハ占有者、共同狩獵地ニ於テハ免許ヲ受ケタル
者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ狩獵又ハ第十二条第一項ノ規定ニ依ル鳥獸ノ捕獲ヲ為スコトヲ得ス

第十八条 獵区ニ於テハ獵区設定者ノ承認ヲ得ルニ非サレハ狩獵又ハ第十二条第一項ノ規定ニ依ル鳥
獸ノ捕獲ヲ為スコトヲ得ス

第十九条 登録ヲ受ケタル者又ハ第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者（同条第三項ノ従事者証ノ交付
ヲ受ケタル者ヲ含ム）鳥獸ノ捕獲又ハ鳥類ノ卵ノ採取ヲ為サントスルトキハ狩獵者登録証又ハ許可
証（同項ノ従事者証ノ交付ヲ受ケタル者ニ在リテハ従事者証）ヲ携帯シ国若ハ地方公共団体ノ当該
官吏若ハ吏員、警察官又ハ関係者ノ請求アリタルトキハ之ヲ呈示スベシ

第十九条ノ二 環境大臣又ハ都道府県知事ハ其ノ職員ヲシテ鳥獸保護区、休獵区、獵区、店舗等ノ場
所ニ立入ラシメ狩獵者其ノ他ノ者ノ所持スル鳥獸若ハ其ノ加工品又ハ鳥類ノ卵ヲ検査セシムルコト
ヲ得

2 前項ノ規定ニ依ル立入検査ノ権限ハ犯罪捜査ノ為認めラレタルモノト解スベカラズ

3 第一項ノ規定ニ依リ立入検査ヲ行フ職員ハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯シ関係者ノ請求アリタルト

キハ之ヲ呈示スベシ

第十九条ノ三 第一条ノ五第三項ノ規定ニ依リ獵法トシテ環境大臣ノ定ムル所ニ依リ使用スルコトヲ禁止セラレタル網又ハ罟ニシテ構造、材質、使用方法等ヲ勘案シテ鳥獸ノ保護蕃殖ニ重大ナル支障アリトシテ環境大臣ノ定ムルモノ（以下特定獵具ト称ス）ハ鳥獸ノ捕獲ノ用ニ供スル目的ヲ以テ之ヲ所持スルコトヲ得ズ但シ第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者（同条第三項ノ従事者証ノ交付ヲ受ケタル者ヲ含ム）其ノ許可ヲ受ケタル所ニ從ヒ鳥獸ノ捕獲ノ用ニ供スル目的ヲ以テ所持スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

2 特定獵具ハ之ヲ販売シ又ハ頒布スルコトヲ得ズ但シ第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者ニ其ノ許可ニ係ル特定獵具ヲ販売シ又ハ頒布スル場合及輸出セラレルベキ特定獵具ヲ環境省令ノ定ムル所ニ依リ予メ環境大臣ニ届出デテ販売シ又ハ頒布スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十条 本法等ニ違反シテ捕獲ヲ為シタル鳥獸（其ノ加工品ニシテ環境省令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム）又ハ採取ヲ為シタル鳥類ノ卵ハ之ヲ讓渡シ、讓受ケ、又ハ販売、加工若ハ保管ノ為引渡シ、若ハ其ノ引渡ヲ受クルコトヲ得ス

第二十条ノ二 環境省令ヲ以テ定ムル鳥獸（其ノ加工品ニシテ環境省令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム）又ハ鳥類ノ卵ハ之ヲ輸出セントスル場合ニ在リテハ本法等ニ違反シテ捕獲又ハ採取ヲ為シタルモノニ非ザル旨ヲ証スル環境省ノ当該職員ノ発行スル証明書、輸入セントスル場合ニ在リテハ適法ニ捕獲若ハ採取ヲ為セル旨又ハ輸出ヲ許可シタル旨ノ当該国政府機関ノ発行スル証明書ヲ添付シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出シ、又ハ輸入スルコトヲ得ズ但シ当該鳥獸ノ捕獲、採取又ハ輸出ニ関スル証明ニ付テノ政府機関ヲ有セザル国ヨリ輸入スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

2 前項ノ証明書ノ様式及其ノ交付ノ手續ハ環境省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十条ノ三 環境大臣又ハ都道府県知事ハ猟区設定者、狩猟免許ヲ受ケタル者、登録ヲ受ケタル者、第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者又ハ鳥獣（其ノ加工品ヲ含ム）若ハ鳥類ノ卵ヲ加工、販売、輸出若ハ輸入セントスル者ヨリ本法ノ実施ノ為必要ナル報告ヲ徴スルコトヲ得

第二十条ノ四 狩猟ニ関スル取締ノ事務ヲ担当スル都道府県ノ吏員ニシテ都道府県知事ガ其ノ吏員ノ主タル勤務地ヲ管轄スル地方裁判所ニ対応スル検察庁ノ検事正ト協議シテ指名シタルモノハ本法等ニ違反スル罪ニ付刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）ノ規定ニ依ル司法警察員トシテ職務ヲ行フ

第二十条ノ五 鳥獣保護事業ノ実施ニ関スル事務ヲ補助セシムル為都道府県ニ鳥獣保護員ヲ置クコトヲ得

2 鳥獣保護員ハ之ヲ非常勤トス

第二十条ノ六 環境大臣ハ第一号乃至第七号ノ場合ニ於テハ農林水産大臣ニ、第八号ノ場合ニ於テハ農林水産大臣及経済産業大臣ニ、第九号ノ場合ニ於テハ経済産業大臣ニ協議スベシ

一 第一条ノ二第一項ノ基準ヲ定メントスルトキ

二 第一条ノ五第二項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獣ノ種類ヲ定メントスルトキ

三 第一条ノ五第三項ノ規定ニ依リ狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限セントスルトキ

四 第八条ノ三第六項ノ規定ニ依リ狩猟ノ期間ヲ限定セントスルトキ

五 第八条ノ八第一項ノ規定ニ依リ鳥獣保護区ヲ設定セントスルトキ

六 第八条ノ八第三項ノ規定ニ依リ特別保護地区ヲ指定セントスルトキ

七 第八条ノ八第四項ニ於テ準用スル第一条ノ五第六項ノ規定ニ依ル協議ヲ受ケタルトキ

八 第十九条ノ三第一項ノ特定猟具ヲ定メントスルトキ

九 第十九条ノ三第二項ノ環境省令ヲ定メントスルトキ

第二十条ノ七 環境大臣ハ鳥獸ノ保護蕃殖ヲ図ル為緊急ノ必要アリト認ムルトキハ都道府県知事ニ対シ左ニ掲グル事務ニ関シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

一 第一条ノ六第一項ノ規定ニ依ル捕獲ノ禁止又ハ制限ニ関スル事務

二 第八条ノ三第七項ノ規定ニ依ル期間ノ拡大ニ関スル事務

三 第十二条第一項又ハ第十三条ノ二ノ許可ニ関スル事務

四 第十三条ノ規定ニ依ル飼養許可証ノ発行ニ関スル事務

2 都道府県知事ハ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項ノ条例ノ定ムル所ニ依リ第十二条第一項、第十三条又ハ第十三条ノ二ニ規定スル都道府県知事ノ権限ニ属スル事務ヲ市町村ガ処理スル場合ニ於テ鳥獸ノ保護蕃殖ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ当該市町村ニ対シ当該事務ニ関シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

第二十一条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第一条ノ五第一項、第二条、第三条、第十一条第一項、第十五条、第十六条又ハ第二十条ノ二ノ規定ニ違反シタル者

二 銃獵禁止区域ニ於テ銃獵ヲ為シタル者

三 詐欺ノ行為ヲ以テ狩獵免許若ハ其ノ更新、登録又ハ第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者

2 前項第一号又ハ第二号ノ犯罪ノ用ニ供シタル物件及其ノ犯罪ニ因リテ得タル獵獲物ニシテ犯人ノ所有スルモノハ之ヲ没収ス

第二十二条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ六箇月以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第八条ノ三第八項、第十一条第二項、第十三条、第十三条ノ二、第十九条ノ三又ハ第二十条ノ規定ニ違反シタル者

二 第一条ノ五第三項若ハ第五項又ハ第一条ノ六第一項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者

三 狩獵者登録証、第十二条第三項ノ許可証若ハ従事者証又ハ第十三条ノ飼養許可証ヲ他人ニ使用セシメタル者

四 他人ノ狩獵者登録証、第十二条第三項ノ許可証若ハ従事者証又ハ第十三条ノ飼養許可証ヲ使用シタル者

第二十二條ノ二 第八條ノ八第二項若ハ第五項、第十七條若ハ第十八條ノ規定ニ違反シタル者、第八條ノ八第七項ノ規定ニ依ル条件ニ違反シタル者又ハ同條第八項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス但シ第十七條ノ規定ニ違反シタル罪ハ占有者又ハ共同狩獵地ノ免許ヲ受ケタル者ノ告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ

第二十三條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第八條ノ二、第十四條第五項又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十九條ノ二第一項ノ規定ニ依ル立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ、又ハ忌避シタル者

三 第二十條ノ三ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタル者

四 鳥獸保護区、特別保護地区、休獵区、銃獵禁止区域、銃獵制限区域、獵区若ハ共同狩獵地ノ標識又ハ第八條ノ八第二項ノ施設ヲ移轉シ、汚損シ、毀壞シ、又ハ除却シタル者

第二十四條 狩獵免許又ハ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者本法等ニ違反シ罰金以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ狩獵免許又ハ許可ハ効力ヲ失フ

第二十五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ八人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ八人ノ業務ニ関シ第二十一條乃至第二十三條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スル外其ノ法人又ハ八人ニ對シ亦各本條ノ罰金刑ヲ科ス但シ法人又ハ八人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ノ当該違反行為ヲ防止スル為当該業務ニ對シ相当ノ注意及監督ヲ為シタルコトノ証明アリタルトキハ其ノ法人又ハ八人ニ

付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六条 削除

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）及び温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

（定義等）

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境

が著しく悪化しつつあることその他の種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。

二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6 環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（緊急指定種）

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 指定の期間は、三年を超えてはならない。

4 環境大臣は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物の種を官報で公示しなければならない。

5 指定は、前項の規定による公示の日の翌々日からその効力を生ずる。

6 環境大臣は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項において準用する前項の規定による公示によつて」と読み替えるものとする。

(捕獲等の許可)

第十条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国内希少野生動植物種等の生きてい
る個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をし
なければならない。

3 環境大臣は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは
、第一項の許可をしてはならない。

一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 捕獲等によつて国内希少野生動植物種等の保存に支障を及ぼすおそれがあること。

三 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を
適切に取り扱うことができないと認められること。

4 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、次の各号に掲げる当該許可の区分に応じ、当該
各号に定めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

一 次号に規定する許可以外の許可 国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めると
き。

二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野
生動植物種の生きてい
る個体の捕獲等についての許可 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖
を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

5 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなけ

ればならない。

6 第一項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして環境省令で定めるものは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

7 第一項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第五項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

8 第一項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときには、第五項の許可証又は第六項の従事者証を携帯しなければならない。

9 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の環境省令で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

10 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等についての第一項の許可をし、又は第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

(国等に関する特例)

第五十四条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第八条、第九条、第十二条第一項、第三十五条、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等しようとするとき、第十二条第一項第一号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十

七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、国の機関にあつては環境大臣に協議し、地方公共団体にあつては環境大臣に協議しその同意を得なければならぬ。

3 国の機関又は地方公共団体は、第三十七条第八項の規定により届出をして引き続き同条第四項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第十項若しくは第三十九条第一項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、環境大臣にその旨を通知しなければならぬ。

地方自治法（昭和二十三年法律第六十七号）

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を制定し又は改廃する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならぬ。